

令和2年度事業計画

令和2年3月



公益社団法人
全国シルバー人材センター事業協会

目 次

	頁
第1 シルバー人材センターを取り巻く情勢と事業運営の基本方針・・・	1
第2 シルバー事業の今後の方向性・・・	2
第3 シルバー人材センター及び連合本部が行う事業	
1 会員の拡大・・・	5
2 就業機会の拡大・・・	6
3 安全就業の推進・・・	6
4 適正就業ガイドラインに沿った事業運営・・・	7
5 シルバー派遣事業・・・	7
6 職業紹介事業・・・	7
7 業務拡大への対応（高齢法第39条）・・・	7
8 きらりシルバー応援事業・・・	8
9 成長分野における請負就業・・・	8
10 地域就業機会創出・拡大事業・・・	9
11 関係機関・関係団体との連携強化・・・	9
12 社会参加活動の推進・・・	9
13 事業運営基盤の強化・・・	10
14 会計処理体制（内部牽制体制等）の確立と会計処理の適正化・・・	11
第4 全シ協が行う事業	
1 女性を重点とした会員拡大に関する指導・支援事業・・・	12
2 安全就業推進事業・・・	12
3 指導事業・・・	13
4 研修事業・・・	17
5 情報の収集・提供等・・・	18
6 普及啓発事業・・・	18
7 会員団体の拡大・・・	20
8 理事会機能及び執行体制の強化（新規）・・・	20
9 諸会議の開催・・・	20
10 その他の事業等・・・	21
第5 令和2年度 国のシルバー事業関連予算	
1 シルバー連合関係・・・	22
2 全シ協関係・・・	22
（表1 令和元年度 国のシルバー事業関連予算）・・・	23

【参考】

（令和2年度 全シ協主催研修等実施計画）・・・	24
（令和2年度 全シ協主催会議等開催計画）・・・	25

令和2年度事業計画

第1 シルバー人材センターを取り巻く情勢と事業運営の基本方針

人口減少、少子高齢化が進行する我が国は、高齢化率が既に28.1%に達しており、令和7(2025)年に30%、令和47(2065)年には40%に近づくことが見込まれている。また、人口の東京圏一極集中が是正されず、地方の人口減少が一層進行するなど、地方の活性化が極めて切実な問題となっている。

一方、足元の雇用情勢に目を転じると、令和元年の完全失業率は2.4%と低水準で、有効求人倍率は1.60倍と高い水準を維持しており、都道府県別の有効求人倍率も、すべての都道府県で1倍を超える状況が続いている。日銀短観によれば、企業の雇用人員判断は、非製造業を中心に不足感が引き続き強い状況にある。

こうした中、政府は、令和元年12月、「全世代型社会保障検討会議中間報告」を公表した。同報告は、急速に進む少子高齢化の下、元気で意欲にあふれ、豊かな経験と知恵を持っている高齢者が働くことができる環境を整備し、生涯現役で活躍できる社会を創ることの重要性を指摘している。また、同報告は、現在65歳までとされている企業における雇用確保措置を70歳まで延伸する措置の導入を提唱しており、その実現のため法案を提出することとしている。

また、法制化に向けて検討を行ってきた労働政策審議会は、同じく昨年12月、厚生労働大臣に対して建議を行い、建議の中で、法的整備の必要性のほか、シルバー人材センターなど地域の関係者による多様な就業機会の確保・提供等についてもより一層取り組む必要があると指摘している。

このようにシルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）に関連した国の政策は、いま大きな変動期を迎えている。政府が進める政策の動向を的確に捉えた上で、シルバー事業の運営方針を検討する必要がある。

全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）においては、シルバー人材センターの会員数の長期にわたる低迷を受け、平成30年3月、令和6年度までを計画期間とする新たな会員拡大計画「第2次会員100万人達成計画」（以下「第2次100万人計画」という。）を策定した。この間、シルバー人材センター、シルバー人材センター連合本部（以下それぞれ「センター」、「連合本部」という。）での取組強化により、平成31年3月末の段階では、新入会員数が増加に転じ、女性会員数は過去6年で最高を記録するなど、これまでにない改善が見られたところである。しかし、センター、連合本部による成果にはバラツキが大きく、また全体としては計画に掲げた目標には遠く及ばない結果となっており、会員拡大に向けた更なる取組の強化が必要な状況にある。

全シ協としては、少子高齢化の進行、地域に広がる人手不足、政府が進める高齢者就業施策の方向性を踏まえた上で、令和2年度においても、会員拡大計画の推進を核に据え、女性会員の拡大、企業退職（予定者）層への働きかけの強化、退会抑制措置の充実などを重点に、センター及び連合本部への支援・指導に努めることとする。

また、会員の高年齢化、重篤事故の発生状況を踏まえ、安全就業の徹底に向けた取組を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症について、シルバー事業に及ぼす影響を注視しつつ、感染拡大の防止等適切な対応を図る。

令和2年度は会員拡大計画の中間目標年であり、シルバー事業に対する地域の期待に答えていくため、本計画に掲げた具体的取組を、センター、連合本部、全シ協が一体となって推進していくものとする。

第2 シルバー事業の今後の方向性

令和2年度においては、引き続き地域社会の課題解決の担い手として期待されている、家事援助を中心とした「福祉・家事援助サービス事業」、「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「新総合事業」という。）、「空き家管理対策事業」、「放課後児童クラブにおける育児支援」などを推進するとともに、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（以下「高齢法」という。）及び「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「派遣法」という。）に基づき連合本部が行う労働者派遣事業（以下「シルバー派遣事業」という。）における特例措置や優位性を活かして、「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」（以下「サポート事業」という。）の積極的な活用を通じ、現役世代の下支えや人手不足分野での労働力確保に貢献する。

また、センターの地域における存在意義を高め、積極的な事業運営を行うためには「会員の拡大」が最重要課題となる。センター会員数は、平成21年度をピークに9年連続で減少しているが、令和元年度は令和2年1月末現在で730,700人と前年同月に比べ345人増加している。

令和2年度においては、平成30年度から令和6年度までの7年間を計画期間とする「第2次100万人計画」の3年度目として、平成元年度の会員増加に向けた取組の検証を行い、会員増加の取組を一層強化し、「PDCAサイクルによる目標管理」の下、第2次100万人計画の中間期である令和2年度末に会員80万人の達成を目指す。

特に、女性会員の拡大を重点とするとともに、企業の退職（予定者）層への働きかけを強化するなど、対象を絞った取組等により会員拡大を図る。

このため、高齢者の受け皿としての機能を十分果たし、「社会の支え手」を実践できるよう、センター、連合本部及び全シ協が相互に一層の緊密な連携を図り、次の事項を重点として事業を展開する。

○ 女性会員及び就業先の拡大

地域の期待に応えるためには、会員の拡大が不可欠であり、会員の拡大に当たっては、高齢者人口の男女割合等からみて拡大の余地が大きい女性会員の拡大に重点的に取り組む。

また、女性会員の拡大に対応するには、更なる就業機会の確保が必要であり、多様な就業ニーズに対応した就業先開拓を積極的に推進する。

○ 多様な働き方の推進

高齢者の多様な就業ニーズに応じていくには、センターの根幹事業である請負就業に加えて、労働者派遣や職業紹介による働き方を推進する。

なお、それぞれの就業においては「臨時的かつ短期的な就業」又は「その他の軽易な業務に係る就業」を基本としつつ、労働者派遣事業及び職業紹介事業に取扱を限定した高齢法第 39 条（※1）に基づく特例措置を活用した業務拡大を進める。

○ シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に沿った業務運営

「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」（以下「適正就業ガイドライン」という。）は、会員の働き方に係る重要な指針であり、公益法人として法令遵守の立場から、不適正な請負契約における就業の根絶及び「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る就業の範囲を著しく逸脱した就業の是正に向けてセンター及び連合本部が連携して取り組む。

○ シルバー事業の更なる推進に向けた関係機関との連携

高齢者の多様なニーズに応じた多様な就業機会を提供するため、ハローワーク等関係機関及び社会福祉関係団体並びに各地域の業界団体等との連携を強化する。

○ 地域社会との信頼関係の確立

センターが、地域社会の一員として存在意義を高めていくために、ボランティア等の社会活動のほか、地域の課題解決などを図るため、日常的に地方自治体等と緊密な連携を図る。

○ 安全就業の推進

「安全・安心なシルバー事業」の確立を図ることは、シルバー事業遂行の基幹をなすものであり、組織を挙げて安全対策のより一層の推進を図り、重篤事故など傷害事故の撲滅を図ることが肝要である。このため、「安全就業ニュース」などを活用し、事故事例等を「他人ごと」ではなく、「自らのこと」として認識するよう、安全意識の徹底とその高揚を図る。

併せて、発注者や第三者に危害・損害等を与えることとなる損害賠償事故の撲滅を図る。

○ シルバー派遣事業における労働関係法令への対応強化（新規）

シルバー派遣事業の拡大に伴い、多岐にわたる労働関係法令が適用されることとなり、これら法令に適切に対応することが求められることから、個別事案に係る労働関係法令専門家による法律相談、助言等の充実を図る。

○ 人手不足企業への派遣や協業の推進（新規）

小売業、サービス業等の人手不足企業への派遣や、高齢者の就業機会の創出・働き方改革の実現等に取り組む企業との協業（※2）について、積極的に取り組む。

○ 検討会報告書の提言の推進

「シルバー人材センター事業のあり方に関する検討会報告書（第一次～第三次）」（以下「シルバー事業検討会報告書」という。）及び「生涯現役社会の実現に向けたシルバー人材センター事業の機能強化に関する検討会報告書」（以下「シルバー事業機能強化検討会報告書」という。）の提言を推進する。

（参 考）

※1 高齢法第39条

（業務拡大に係る業種及び職種の指定等）

第39条 都道府県知事は、シルバー人材センターが行う前条第1項第2号及び第4号に掲げる業務に関し、労働力の確保が必要な地域においてその取り扱う範囲を拡張することにより高年齢退職者の就業の機会の確保に相当程度寄与することが見込まれる業種及び職種であって、労働力の需給の状況、同項第2号及び第4号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、労働者派遣事業に限る。）と同種の業務を営む事業者の事業活動に与える影響等を考慮して厚生労働省令で定める基準に適合するものを、センターの指定区域内の市町村の区域ごとに指定することができる。

2 都道府県知事は、～（以後、省略）。

※2 働き方改革に寄与している協業事例

・ A社）事務機器販売企業

○ A機器のセッティング、プリンタートナー交換等をシルバー会員が担う。顧客の要望が土日祝、早朝等に集中するため、センターを活用することで社員の時間外勤務が軽減される。

・ B社）宅配便企業

ドライバーは荷物を配送拠点にまとめて配送。配送拠点から各戸までの配達をシルバー会員が担う。ドライバーは不在再配達に対応が不要となり長時間労働が解消される。

第3 シルバー人材センター及び連合本部が行う事業

センター及び連合本部は、「第2 シルバー事業の今後の方向性」に沿って、以下の事業を着実に実施するため、「中長期計画」を策定し、実績等の分析を行い、必要に応じ見直しを図りつつ着実な業務運営を行う。

とりわけ、喫緊の課題である会員拡大については、女性を重点とした入会促進と併せて多様な就業ニーズに対応した就業先の開拓に取り組む。また、企業退職（予定者）層など対象を絞った入会促進に積極的に取り組む。

なお、会員拡大の方策の一つとして、地域の特性を活かした独自事業等の活用を図る。

1 会員の拡大

会員拡大に向けて、「平成30年度 会員拡大の取組と分析」及び「会員増加に向けた取組事例集」に示した下記項目を参考にし、様々な取組を実施する。

(1) 入会促進の取組

- ① 会員による1人1会員入会活動の実施
- ② 入会説明会の説明内容の見直し
- ③ 入会希望者に対する、適正かつ迅速な入会承認及び就業機会の早期提供
- ④ シルバー派遣事業の拡大及び高齢者活躍人材確保育成事業の活用による新規会員の確保
- ⑤ 新総合事業及び福祉・家事援助サービス事業等への参入による女性会員の確保
- ⑥ 放課後児童クラブにおける育児支援事業への参入による新規会員の確保
- ⑦ 地域特性を活かした独自事業の実施による新たな就業機会の確保

(2) 退会抑制の取組

- ① 未就業会員への就業相談及び就業促進の実施
- ② ゴールド会員等非就業会員継続制度の導入
- ③ 80歳代になっても元気で働ける取組の推進
（「80歳代になっても元気で働ける会員のための就業ハンドブック（仮称）」の活用など）

(3) 魅力あるセンターづくり

- ① ホームページの活用によるシルバー事業の紹介
- ② ボランティア活動やイベントへの参加を通じたセンターの紹介
- ③ 会員同士の交流

(4) 組織的取組

- ① 会員又は女性会員を拡大するための専門部会又は委員会等の設置
- ② 目標管理（PDCAサイクルによる目標管理）の徹底

- ③ ハローワーク、社会福祉関係団体、経済団体、事業主団体、企業等関係機関との連携

(5) 女性対象イベントの全国一斉開催（新規）

センター及び連合本部において、女性を対象とした入会説明会、イベント等を全国一斉に開催する。並行して広報活動を積極的に展開する。
(全シ協のシンポジウムと連動実施を検討)

2 就業機会の拡大

就業機会の拡大に向けて、会員の就業ニーズと地域企業等のニーズを把握・分析し、以下の取組を行う。

- ① 会員による1人1仕事開拓
- ② シルバー派遣事業の拡大
- ③ 過去の発注先への訪問
- ④ 新総合事業及び福祉・家事援助サービス事業への参入
- ⑤ 空き家管理対策事業への参入
- ⑥ 放課後児童クラブにおける育児支援事業への参入
- ⑦ 未充足受注や多人数を必要とする大型受注等に対応するための連合本部の広域調整機能の強化（近隣センターに会員未充足の受注を情報提供する、1契約に複数センターの会員が就業するなど）
- ⑧ 企業と協同した職種の開拓・開発
- ⑨ 社会福祉関係団体及び業界団体等との連携

3 安全就業の推進

「安全・安心なシルバー事業」の確立を図ることは、シルバー事業遂行の基幹をなすものであり、組織を挙げて安全対策のより一層の推進を図り、重篤事故、傷害事故の撲滅を図ることが肝要である。このため、「安全就業ニュース」などを活用し、事故事例等を「他人ごと」ではなく、「自らのこと」として認識するよう、安全意識の徹底とその高揚を図るとともに、安全対策を徹底する。

特に、重篤事故の撲滅を図るためには、安全対策が確実に機能しているか定期的に点検することが重要である。

(会員の安全意識の徹底)

- ・ 会員の事故防止意識の緩み、就業における体調管理
- ・ 作業に適合した服装、履物、保護具等の着用
- ・ 作業におけるヘルメット、墜落制止用器具（安全帯）の適正な着用
(センターの安全対策の徹底と体制の確立)
- ・ 安全・適正就業に関する基準の策定と遵守の徹底
- ・ 安全・適正就業委員会の設置と機能
- ・ 安全・適正就業推進員の配置と機能

また、発注者や第三者に危害・損害などを与えることとなる損害賠償事故の撲滅を図ることも重要である。

さらに、シルバー派遣における安全対策については、衛生委員会等における活

動を通じて、より一層の安全対策の確保に努める。

4 適正就業ガイドラインに沿った事業運営

適正就業ガイドラインは、会員の働き方に係る重要な指針であり、公益法人として法令遵守の立場から、適正就業ガイドラインに沿った業務運営を推進することが求められる。このため、受注リスト（受注実績一覧表）を活用した点検、改善等を確実に実施し、適正な請負就業として問題がある事案については、早期に、①適正な請負事業となるよう契約内容を見直す、②シルバー派遣事業や職業紹介事業に切り替える、③現契約を解約する、のいずれかの是正措置をとることが重要である。

また、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲を著しく逸脱した就業については早期に是正する。

5 シルバー派遣事業

(1) シルバー派遣事業の拡大

シルバー派遣事業については、高齢化や労働力人口の減少が進行する中、多くの業種における人手不足分野や介護・育児等の現役世代を支える分野において、シルバー派遣事業の拡大を通じて、高齢者が当該分野の担い手として活躍することが期待されている。

このため、連合本部が設定したサポート事業の派遣就業延人員の目標達成に向けて、シルバー派遣事業の拡大を図る。

(2) 同一労働同一賃金への的確な対応

令和2年4月1日から、改正労働者派遣法が施行され、派遣労働者についても不合理な待遇差の改善（同一労働同一賃金ルール）が求められることから、法に則った適正な実施に努めるとともに、必要に応じて都道府県労働局と相談することなどにより、的確な対応を図る。

6 職業紹介事業

職業紹介事業については、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の雇用による就業を希望する高齢者に対して、ハローワーク等関係機関との連携を図りつつ、適正かつ適切な職業紹介を行う。

7 業務拡大への対応（高齢法第39条）

高齢法第39条に基づく業務拡大については、労働者派遣事業及び職業紹介事業に限定した適用であり、会員ニーズ及び発注者ニーズに沿って都道府県知事の指定を受けるべく適切な対応を図るとともに、既に業務拡大の指定を受けた地域におけるマッチングの実績向上に努める。

また、業務拡大の措置に関連して雇用保険及び社会保険の適用については、法に基づいた適切な対応を図る。

8 きらりシルバー応援事業

現役世代人口が減少し、人手不足が深刻化する中で、センターに対する社会の期待は増大しているものの、会員の減少等により、その期待に応えられていないセンターが増えている。

このような状況の中で、センターの一層の機能強化を図るため、今までにない斬新な会員拡充（入会促進・退会予防）及び就業拡大に係る取組を行うモデル事業として、平成30年度から全国5センターで「きらりシルバー応援事業」を実施しているところであるが、受託期間の最終年度として、これまでの取組の効果を分析・評価し、効果的な取組として他のセンターにも展開できるよう報告書をまとめる。

9 成長分野における請負就業

成長分野における請負就業は、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会における活動・貢献の場を広げるために欠くことの出来ない分野である。

このため、成長が期待される請負就業分野について、実態の把握及び情報の提供を行うことにより、未実施センターの参入を促進する。

(1) 福祉・家事援助サービス事業

センターが請負として実施している福祉・家事援助サービス事業の中には、高齢者や障害者等に対し、介護保険の給付の対象とならない身の回りの世話等を提供する福祉サービス、福祉サービスの対象者以外の個人家庭を対象とする家事援助サービス、未就学児及び小学生以下の児童を対象とする育児支援サービスがあり、少子高齢化が急速に進展する中であって、今後ますます需要が増加するものと予測される。

しかしながら、サービスを提供する会員の高齢化や本事業での就業を希望する会員の不足、利用者から求められる質の高いサービスに十分対応しきれていないなどの課題も多く見られる。

このため、各センターで取り組むことのできる福祉・家事援助サービス事業の検討、事務局体制の整備、就業会員に対する研修の実施、女性会員を中心とする就業会員の確保等、本事業に積極的に取り組む。

(2) 新総合事業

新総合事業については、改正介護保険法に基づき地方自治体が主体となって実施することとなっており、令和元年12月末現在367センターが本事業の受託団体となっており、今後受託予定を含めると413センターとなっている。

事業実績のないセンターについては、地域包括支援センターとの連携を図り実績向上を目指し、参入を希望しているセンターについては地域の協議体に必ず参加し、受託に向けた準備を進める。

また、本事業の継続的かつ安定的な運営に資するため、受託団体の担当者間で情報交換などに努める。

(3) 空き家管理対策事業

空き家管理対策事業は、全国的な広がりを見せており、令和元年12月末現

在 554 センターが実施しており、今後実施予定を含めると 695 センターとなっている。

このような状況を踏まえ、地域によっては、センターが地方自治体と連携し、空き家の管理業務を実施することにより、高齢者の就業機会の確保と良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与しているところである。

今後、空き家管理対策事業の実施を検討しているセンターは、先進事例の情報を収集するとともに、収集した情報及び取組内容を活用して、空き家管理業務の実施団体となるべく、地方自治体と協議する。

(4) 放課後児童クラブにおける育児支援

政府は待機児童解消として、就学児等の受け皿整備を鋭意進めており、規制改革推進会議でとりまとめられた「第 4 次答申」によると、共働きなどの留守家庭の小学生を対象とした放課後児童クラブの受け皿を整備することを目指している。令和元年 9 月末現在の調査では、支援員等の担い手が不足している又は今後需要が発生すると回答した自治体が 838 市区町村（調査回答 1,148 市区町村の 73.0%）あり、相当なニーズが存在することから、多くのセンターが放課後児童クラブにおける育児支援に積極的に取り組む。

10 地域就業機会創出・拡大事業

平成 30 年度をもって新規募集は終了したが、地域の地方自治体や商工団体等と連携して、地域企業の雇用問題の解決、地域企業の活性化及び地域社会の維持・発展等につながる新たな就業機会を創出するための事業を企画し、実施しているセンターにあっては、シルバー事業として継続可能な事業となるよう引き続き努める。

11 関係機関・関係団体との連携強化

ハローワーク等関係機関との連携強化を図り、連絡会議の設置、高齢者の雇用・就業施策及び各種セミナー開催等の相互取組により、会員拡大及び就業機会の拡大等のシルバー事業の更なる推進を図る。

また、各地域の業界団体、中小企業団体及び介護・福祉関係の社会福祉関係団体との連携強化を図り、センターの活用について積極的な働きかけを行う。

12 社会参加活動の推進

センターは、生涯現役社会の実現に対応し、シルバー事業において量的な受入体制の拡大、多様な選択肢に対応できる雇用・就業を始めとする社会参加活動の領域の拡大等、地域における高齢者のためのワンストップサービスセンターとして、次のような役割を果たすことが求められている。

- ① 雇用・就業、職業能力開発、ボランティア活動、自営、起業、就農等に関する情報の収集・提供や相談機能の充実
- ② 高齢会員の生活環境に合わせたボランティア活動への参加や、趣味を生かしたサークル活動など「できることを」「できる範囲で」行う社会参加活動

13 事業運営基盤の強化

中長期の財政見通しに基づき自立的に運営基盤を強化するとともに、高齢者の活躍の場を拡大するため、以下の事項を重点として計画的に推進する。

(1) 会員による事業運営参画の推進と効率化

ア 業務体制・組織の活性化・最適化

理事会・専門部会等の活性化を図り、会員による入会促進、就業開拓等に加え、専門知識や経験を生かした事務局業務への活用など、会員による運営参画を積極的に推進するとともに、業務体制・組織の最適化を図る。

また、女性の役員・幹部職員への登用に努めるとともに、女性委員会等の積極的な活用により、組織の活性化や女性会員の拡大を図る。

イ 事業運営の簡素化・効率化

サービスの広域化、請負就業における専門的需要の要請に対応するため、OA機器等を活用した業務処理の効率化を一層推進するとともに、センター及び連合本部の事業の共同化、一般運営費の洗い出しなど業務の見直しにより、事業運営の簡素化・効率化を推進する。

(2) シルバー派遣事業における労働関係法令への対応強化（新規）

シルバー派遣事業を積極的に推進するうえで、労働関係法令の遵守が必須であることから、個別事案に係る弁護士等の専門家による法律相談、助言等を受けることにより、事務局職員の労働関係法令の知識、対応力を強化する。

(3) 事務局職員のキャリアアップ（新規）

シルバー事業の分野の広がりに伴い、センター及び連合本部の事務局職員に求められる知識、能力も高まっていることから、他連合・拠点間での出向や研修など事務局職員のキャリアアップのための交流人事や研修に努める。

(4) 普及啓発活動

シルバー事業の意義を社会に広く周知するとともに、高齢者の加入を促進するため、センター、連合本部及び全シ協が連携し、以下の事項を重点に効果的な普及啓発活動を推進する。

ア 普及啓発促進月間（10月）の実施

シルバーの日を中心に、シルバーフェア・経験交流会の開催、各種ボランティア活動の実施等、センター及び連合本部で一斉かつ集中的に広報活動を展開する。

イ 年間を通じた広報活動の展開

(ア) マスメディア等を通じた広報活動の展開

センター、連合本部のマスメディア等への働きかけがまだまだ十分でないことから、シルバー事業の活動事例情報を、自治体の広報紙、新聞、テレビ・ラジオ等に提供するなど積極的な広報活動を展開する。

(イ) ホームページの活用

センターの地域貢献や会員の活躍事例、会員及び発注者からの感想等を紹介するなど利用者の視点に立った親しみやすいホームページにするとともに、内容の更新に努める。

また、ホームページを開設している団体は令和2年2月末現在で1,382団体中1,093団体、開設率は79.1%となっている。ホームページ未開設センターは、速やかに開設に努める。

(ウ) リーフレット等の作成・配布

シルバー事業の積極的な周知広報を図るため、入会促進及び就業開拓用リーフレットを作成・配布する。

(エ) 地方自治体等のイベントへの積極的な参加

地方自治体や各種団体などが開催するイベントへ積極的に参加し、シルバー事業の広報活動を実施する。

(5) 自主財源の確保等

シルバー派遣事業の積極的な推進により、自主財源の確保に努め、就業機会の拡大と会員の増強を図る。

なお、業務実施方法等の見直しを的確に行い、経費の節減による自主財源の確保に努める。

14 会計処理体制（内部牽制体制等）の確立と会計処理の適正化

シルバー事業は、地域における高齢者就業等施策の大きな柱であり、その社会的使命は重要なものであるため、不正経理事案が発生すれば、シルバー事業に対する国民からの信頼を著しく損なうばかりでなく、シルバー事業の補助金制度をはじめとする業務運営に重大な影響を及ぼすこととなる。

このため、会計事故の未然防止に努め、会計処理体制（内部牽制体制等）を確立し、会計処理の適正化を図る。

第4 全シ協が行う事業

全シ協は、「第2 シルバー事業の今後の方向性」に基づき、以下の事業を着実に実施し、将来を展望したシルバー事業の健全な展開・発展を図る。

とりわけ、喫緊の課題である会員拡大については、女性を最重点とした入会促進に取り組む。また、企業退職（予定者）層など対象を絞った入会促進に積極的に取り組む。

1 女性を重点とした会員拡大に関する指導・支援事業

会員及び就業機会の拡大は、センター及び連合本部における最重要課題であり、会員拡大については、第2次100万人計画に基づく年間目標を定めて、PDCAサイクルにより会員拡大の目標管理を行うことについて必要な指導、助言を実施する。

また、以下の支援事業を行う。

(1) 女性会員の拡大の推進（新規）

高齢女性の活躍促進をテーマに、全国のシルバー事業関係者による全国女性シンポジウム（シルボンヌ全国大会 IN TOKYO2020（仮称））を開催し、女性会員の拡大を推進する。

注）シルボンヌとは、女性会員の呼称であり「silver（シルバー）」とフランス語で女性の「お手伝い」、「親切」、「優れた」という意味の「bonne（ボンヌ）」の造語（公益財団法人いきいき埼玉の登録商標）

(2) 女性活躍に向けた広報の展開（新規）

- ・就業における活躍をホームページ等で発信
- ・マスコミ等への働きかけにより様々な活躍事例を紹介
- ・仕事紹介動画を作成し、活躍をホームページ等で紹介

(3) 好事例の収集と提供等

- ・会員拡大の取組に係る好事例を収集し、体系化して提供
- ・令和元年度会員拡大の取組結果を比較分析して提供
- ・企業退職（予定者）層の入会促進のため、各地域の業界団体、中小企業団体等との連携を促進
- ・全シ協定時総会において会員増加率上位5連合を表彰（新規）

2 安全就業推進事業

「安全・安心なシルバー事業」の確立は、シルバー事業遂行の基幹をなすものであり、重篤事故、傷害事故の撲滅や損害賠償事故の撲滅を図ることが肝要である。また、会員の健康は安全就業に大きく影響することから、健康管理、体力づくりが重要となるため、次の事業を行う。

- ① 安全就業ニュースの発行による事故撲滅、安全対策徹底の啓発

- ② 重篤事故、1カ月以上6カ月未満の入院を要した事故（後遺障害の事故を含む）及び損害賠償事故の要因分析と再発防止のフォローアップ
- ③ 重篤事故等が発生したセンター及び連合本部に対する特別指導の実施
- ④ 安全就業に係る取組事例等情報の収集、提供
- ⑤ 「シルバー世代の健康管理」などを活用した健康管理の推進
- ⑥ センター及び連合本部の安全就業指導員会議の開催（1回）
- ⑦ 安全・適正就業強化月間（7月）実施要領の作成と実施の呼びかけ
- ⑧ 安全就業優秀・優良センター及び優秀・優良連合の表彰
- ⑨ 新しい安全スローガンの募集・決定による安全就業の啓発（3年毎）
- ⑩ 各連合が規定した「安全な運転のために」に係る安全就業基準を確実に実施するためのフォローアップ
- ⑪ センター及び連合本部の実施する安全・適正就業推進大会、研修会、講習会及びパトロール等への情報提供等

3 指導事業

シルバー事業の方向性及びシルバー事業検討会報告書並びにシルバー事業機能強化検討会報告書等を踏まえて策定した「令和2年度シルバー人材センター事業指導事業実施要綱、実施要領」（以下「指導要綱等」という。）に基づき、以下の事業を実施する。

なお、シルバー事業を更に進展させるため、労働保険特別会計を財源とする「サポート事業」及び「高齢者活躍人材確保育成事業」の着実な推進を図る。

また、「きらりシルバー応援事業」を受託するセンターに対し、指導、助言を行う。さらに、「スーパーバイザー」により、シルバー派遣事業及び適正就業の実施に関して、専門的・実践的な助言・援助を行う。

(1) 重点的に行う指導等

ア 会員及び就業機会の拡大

会員拡大については、平成30年度から令和6年度までの7年間を計画期間とする第2次100万人計画に基づき、すべてのセンター及び連合本部は、PDCAサイクルによる会員目標の管理を確実に実施するとともに、「平成30年度会員拡大の取組と分析」及び「会員増加に向けた取組事例集」を積極的に活用し、年間目標の確実な達成を目指す。全シ協では、令和元年度の会員増加に向けた取組を検証し、会員及び就業機会の拡大に関する好事例等の情報提供を通じて目標達成のための指導、助言を行う。

- ・会員拡大・就業開拓担当者会議の開催（1回）

イ 適正就業ガイドラインに沿った業務運営

適正就業ガイドラインは、会員の働き方に関する重要な指針であり、公益法人として法令遵守の立場から、不適正な就業の根絶に向けて取り組むこととする。

適正就業ガイドラインに沿った業務運営の観点から、連合本部からセンターに対し受注リスト（受注実績一覧表）の提出を求め、法令違反等が疑われ

るものについては、就業実態等を把握の上、早期にシルバー派遣事業や職業紹介事業に切り替えること及び「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る就業の範囲を著しく逸脱した就業については早期に是正するよう指導・助言を行う。

- ・適正就業担当者会議の開催（1回）

ウ シルバー派遣事業

目標を達成するため、以下の指導、支援を行う。

- ① サポート事業における計画目標値について、P D C Aサイクルによる進捗管理により事業実績の向上のための支援
- ② サービス業等人手不足分野や介護・育児等の現役世代を支える分野における就業機会の拡大のための派遣就業情報を提供
- ③ 事業実績のない実施事業所に対し、適正就業ガイドラインに沿った業務運営の観点から、早期にシルバー派遣事業への切り替えについて指導
- ④ 衛生委員会等の活動を支援するため、定期的に「シルバー派遣事業における労働災害発生状況」等の情報を提供
- ⑤ 同一労働同一賃金ルールに的確に対応するための取組や対応に関する情報提供及び支援
- ⑥ 派遣元責任者講習の実施（6回）

エ 職業紹介事業

職業紹介事業の適正な運営の確保及び事業実績のない実施事業所に対する支援を行う。

- ・職業紹介責任者講習の開催（4回）

オ 業務拡大への対応（高齢法第39条）

高齢法第39条に基づく業務拡大の特例措置について、都道府県知事の指定を受けるべく事例紹介等の情報提供などの指導、支援を行う。

また、既に業務拡大の指定を受けた地域において、マッチング実績のない実施事業所に対する支援に取り組むとともに、業務拡大の措置に関連して雇用保険及び社会保険の適用については、法に基づいた適切な対応となるよう指導を行う。

カ きらりシルバー応援事業

きらりシルバー応援事業を受託するセンターの取組事例等の共有化と事業の進捗状況の平準化を図るとともに、受託期間の最終年度として、その取組の効果を分析・評価し、効果的な取組として他のセンターにも展開する。

- ・きらりシルバー応援事業担当者会議の開催（1回）

キ 福祉・家事援助サービス事業

福祉・家事援助サービス事業については、以下の指導、支援を行う。

- ① 福祉・家事援助サービス担当者会議の開催（1回）

- ② 福祉・家事援助サービス事業実績の提供
- ③ センター及び連合本部からの情報・事例の収集及び提供

ク 新総合事業

新総合事業については、令和元年12月末現在367センターが本事業の受託団体となっており、今後受託予定を含めると413センターとなっている。地域のニーズに応え、本事業の実績向上を目指すために、実績のないセンターにおける実績向上及び参入を希望しているセンターに対する事業受託に向けた支援を行う。

また、継続的かつ安定的な運営にあたって、受託団体の担当者が情報交換をできるよう支援する。

- ・福祉・家事援助サービス担当者会議の開催（再掲）

ケ 空き家管理対策事業

空き家管理対策事業については、令和元年12月末現在554センターが実施しており、今後実施予定を含めると695センターとなっている。

先進事例を収集し、実施希望センター等へ提供を行うこととし、令和2年度末の実施率60%以上を目指す。

コ 放課後児童クラブにおける育児支援

規制改革推進会議でとりまとめられた「第4次答申」によると、共働きなどの留守家庭の小学生を対象とした放課後児童クラブにおける担い手として、センターの会員が放課後児童クラブ支援員及び補助員として就業する機会が増えることが期待されている。令和元年9月末現在の調査では、支援員等の担い手が不足している又は今後需要が発生すると回答した自治体が838市区町村（調査回答1,148市区町村の73.0%）あり、相当なニーズが存在することから、多くのセンターが放課後児童クラブにおける育児支援に積極的に取り組むため、好事例の紹介などを通じてセンターの実績拡大に向けた支援を行う。

- ・福祉・家事援助サービス担当者会議の開催（再掲）

サ 地域就業機会創出・拡大事業

平成30年度をもって新規募集は終了したが、地域の地方自治体や商工団体等と連携して、地域企業の雇用問題の解決、地域企業の活性化及び地域社会の維持・発展等につながる新たな就業機会を創出するための事業を企画し、実施している地域に対して、シルバー事業として継続可能な事業となるよう引き続き支援を行う。

シ 消費税に係る適格請求書等保存方式への対応

令和5年10月からいわゆるインボイス制度が導入されると、会員に支払う配分金に係る仕入れ控除が認められず、センターの運営に極めて大きな影響を及ぼすことになる。このため、その対策を検討し、適切な対応を図る。

ス シルバー派遣事業における労働関係法令への対応強化（新規）

シルバー派遣事業の拡大に伴い、センター及び連合本部は労働関係法令に対する適切な対応が求められている。このため、全シ協において、労働関係法令に詳しい弁護士等による個別事案に係る相談、助言等を行う支援体制を構築する。

セ 会計処理体制（内部牽制体制等）の確立と会計処理の適正化

会計事故の未然防止に努め、会計処理の適正化を図るため、以下のことを確実に実施するよう指導を行う。

- ① 経理責任者及び出納責任者の区分による内部牽制体制の明確化
- ② 経理責任者による月次決算の励行及び理事長への報告の徹底
- ③ 公印・金庫の保守管理、領収書管理の適正化
- ④ 未収金管理の適正化
- ⑤ 発注者等からの入金及び会員への配分金支払等の口座振込処理の徹底

(2) 連合本部に対する定期指導

定期指導対象連合本部に対して、指導要綱等に定めた重点事項に基づき、定期指導を実施する。

また、定期指導の機会を利用して、必要に応じセンターを訪問して、他のセンターの参考となる具体的取組事例を収集する。

なお、適正就業ガイドラインに沿った業務運営の徹底を指示する観点から3年間にわたり実施してきたシルバー連合加入の全センター参加による集合指導については、一巡したため連合本部による個別指導とする。

(3) 連合本部及びセンターに対する特別指導

シルバー事業を運営する上で重大な問題が生じた場合、必要に応じて該当連合本部及びセンターに対して、特別指導を実施する。

(4) 連合本部及びセンターに対するシルバー派遣事業・職業紹介事業・高齢法第39条に係る特別指導

特別指導基準を制定の上、基準に該当する連合本部及びセンターに対して特別指導を実施する。

なお、特別指導を実施する際は、必要に応じて、センター参加の下に意見交換会方式による集団指導を実施し、課題・懸案事項等の共有化を図る。

(5) 連合本部が行うセンターに対する指導

センターに対する指導は、原則として連合本部が行うこととし、全シ協作成の指導要綱等に基づく「シルバー人材センター指導マニュアル」により、全シ協と連携協力して指導、援助を行う。

なお、全シ協はこれらの指導の実効が上がるよう支援するとともに、連合本部の指導担当者（事務局長）から、センター指導の年間計画及び指導結果の

提出を求め、必要に応じて助言等を行う。

4 研修事業

シルバー事業への期待が高まる中、役職員が役割を果たし、地域の方々から評価を得る取組が必要である。

このため、「令和2年度シルバー人材センター研修・業務会議指針」（以下「指針」という。）に基づき研修を実施するとともに、連合本部等の研修に対し支援を行う。

(1) 中央研修

センター及び連合本部の役職員に対して、シルバー事業の理念、組織運営及び業務運営等について専門的又は実践的な知識を付与するとともに、それぞれの役割に応じた指導・企画力等の向上を図ることを目的とし、次の研修を実施する。

- ① 新任理事長（会長）研修
- ② 新任事務局長研修（除く新任連合事務局長）
- ③ 新任連合事務局長研修
- ④ 中堅職員研修

(2) ブロック別シルバー人材センター連絡協議会等が開催する研修への支援

指針に基づき研修を実施するブロック別シルバー人材センター連絡協議会（以下「ブロック協議会」という。）及び連合本部に対して、次の支援を行う。

- ① ブロック協議会又は連合本部等が開催する研修について、要請に応じて講師派遣や講師の情報提供
- ② ブロック協議会が開催する研修の充実のための援助

(3) 労働安全衛生研修への支援（新規）

シルバー事業における労働安全衛生に関する専門的研修を実施する連合に対し、次の支援を行う。

- ① 要請に応じて講師派遣や講師の情報提供
- ② 研修充実のための援助

(4) その他研修への支援（新規）

シルバー人材センター全国女性代表者会議の設置要綱により実施する研修に対して、次の支援を行う。

- ① 要請に応じて講師派遣や講師の情報提供
- ② 研修充実のための援助

5 情報の収集・提供等

高齢者の多様な形態による就業機会の拡大・生きがいの創出や地域社会の活性化への様々なアプローチが図られるよう、シルバー事業関係情報の収集・提供等を行う。

(1) 統計情報・調査の整備・提供

- ① 定例統計情報の取りまとめ及び提供
- ② 請負・委任及びシルバー派遣事業の実績の総合的な把握
- ③ シルバー派遣事業における事故状況（労災事故）の把握（システム開発）
- ④ 高齢法第 39 条に基づく業務拡大に係る都道府県知事の指定の状況とマッチング実績の把握（システム開発）
- ⑤ 「シルバー人材センター事業統計（年報・月次報）」の作成、提供
- ⑥ 厚生労働省の依頼によるシルバー事業に係る調査及び取りまとめ

(2) 全シ協ホームページの整備・充実

全シ協のホームページをより見やすく使いやすいものに整備する。また、センターの行う独自事業に加え、新たに空き家管理対策事業等を積極的にPRし、センターの受注増につなげる。

(3) 全シ協会員専用ページ等による情報提供

全シ協会員専用ページ等を活用し、センター及び連合本部に対し、次の情報提供を行う。

- ① シルバー事業に関連する施策や報告書などの所在情報
- ② 就業機会・会員拡大に資する好事例等各種情報
- ③ シルバー事業に関する活動状況等の情報
- ④ 通達及び各種会議・研修資料
- ⑤ 統計データを活用した、事業実績（会員数、契約金額、就業延人員、受注件数）をビジュアルに表現する「統計分析機能」

(4) 全シ協システムの再構築に向けた検討（新規）

全シ協のシステムは構築してから18年経過しており、機能を拡充したシステムの再構築に向けた検討を行う。

6 普及啓発事業

センター及び連合本部の行う普及啓発活動を支援するとともに、マスメディア等を活用した普及啓発事業を積極的に展開する。

(1) 普及啓発促進月間の設定

10月を「シルバー人材センター事業普及促進月間」、第三土曜日を「シルバーの日」と設定して、センター及び連合本部による集中的な広報活動を促すとともに、全国のコミュニティーFMラジオ放送においてシルバー事業のスポットCMを流すなどの広報活動を展開する。

(2) センター等に対する会員拡大のための環境整備

高齢女性の活躍促進をテーマに、全国のシルバー事業関係者による全国女性シンポジウム（シルボヌ全国大会 IN TOKYO2020（仮称））を開催し、女性会員の拡大を推進するための環境整備を図る。（新規、再掲）

(3) 80歳代になっても元気で働ける取組の推進

高齢の会員の就業に関して、センターの事務局や会員が取り組む方策を提示した「80歳代になっても元気で働ける会員のための就業ハンドブック（仮称）」を作成する。

(4) 「月刊シルバー人材センター」を活用した普及啓発活動の推進

掲載内容の一層の充実を図るため、企画編集に積極的に協力するとともに、シルバー事業の普及啓発活動の展開に有効活用を図る。

また、効果的な普及啓発活動の手段の一つとして購読の促進を図るとともに、未購読センターに対する働きかけを強化する。

(5) 広報コンテンツ等の作成及び活用促進

シルバー事業に対する理解を促進するとともに、センターが地域住民に愛され、親しまれるよう、広報コンテンツ等を作成し、マスメディア及び全シ協ホームページ等で活用する。

- ① 事業概要の作成
- ② 事業説明用パンフレットの作成
「超高齢社会にチャレンジ」など
- ③ 仕事紹介動画の作成（新規、再掲）
- ④ 女性活躍促進に向けたシンボルマーク等の作成（新規）
（シンボルマーク、ロゴ、イメージアップポスター、女性会員活躍事例）
- ⑤ マスコットキャラクター「チエブクロー」の活用

(6) センター及び連合本部の広報活動の支援

センター及び連合本部の実施するマスコミ公表、ホームページの活用及びリーフレットの作成、配布等の広報活動に対して、広報コンテンツやノウハウ等の提供等によって支援を行う。

(7) 頒布事業の推進

シルバー事業の普及啓発の促進と安全・適正な事業運営を確保するため、次の頒布物を作成・販売する。

- ① シルバー事業の運営に役立つ各種書籍
- ② 会員手帳（2021年版）
- ③ 「チエブクロー」オリジナルグッズ

7 会員団体の拡大

全シ協の令和2年2月末現在における会員団体数は、正会員 1,173 団体、賛助会員 626 団体、合計 1,799 団体となっている。

しかしながら、連合本部に加入し、全シ協に加入していないセンターが 209 団体あり、総団体数の約 15.7%を占めている。このため、引き続き連合本部と連携して、新規センター及び未加入センターの加入促進の働きかけを強めるとともに、センター未設置地域の解消、サービス地域の拡大に努める。

8 理事会機能及び執行体制の強化（新規）

全シ協の理事会機能及び執行体制を強化するため、副会長ポストを新設するとともに、女性理事の一層の登用を図る。

9 諸会議の開催

全シ協の運営及びシルバー事業の運営に関して必要な会議を、次のとおり開催する。

(1) 定款に定める会議

会 議 名	開催回数
定時総会	1 回
理 事 会	6 回
理事会部会 ・総務部会 ・企画情報部会 ・組織財政部会 ・事業部会	随 時

(2) その他の会議

会 議 名	開催回数
都道府県シルバー連合会長（理事長）会議	1 回
都道府県シルバー連合事務局長会議	3 回

10 その他の事業等

(1) 東日本大震災被災センターへの支援

東日本大震災により甚大な被害を受けたセンターに対し、事業運営の回復のための支援を引き続き行う。

(2) 長期就任都道府県連合及びセンター会長（理事長）、優良都道府県連合及びセンターの表彰

「表彰規程」に基づき、事業の発展に寄与し、功労のあったものの表彰について、令和元年度の理事会にて決定した被表彰団体・被表彰者に対し、令和2年度定時総会において、全シ協会長表彰を行う。

・会員増加率上位5連合の表彰（新規、再掲）

(3) 連合本部及びブロック協議会に対する支援

連合本部及びブロック協議会において、経験の交流や課題の解決に向けて共同した取組を進めるなど、シルバー事業の発展を図るため、その事業運営に要する経費の一部について支援する。

(4) 職員・会員に対する福利厚生事業

職員に対する厚生年金基金その他の福利厚生事業の普及促進を図るとともに、全シ協のホームページや「月刊シルバー人材センター」を活用して、職員・会員の健康の維持・増進や相互交流を推進する。

第5 令和2年度 国のシルバー事業関連予算

令和2年度 国のシルバー事業関連予算は、関係各方面に強く要請行動等を行った結果、前年度比0.9%増の171億8千3百万円が計上された。このうちシルバー人材センター事業に対する補助金については、前年度に引き続き増額され、144億4千7百万円となり、前年度より7千5百万円の増となった(表1)。国庫補助金等の予算の主な内容は、次のとおりである。

1 シルバー人材センター事業関係

(1) 補助事業

イ 一般会計

シルバー人材センター事業運営費補助は、前年度より4百万円が減額され、67億7千4百万円が計上された。

ロ 労働保険特別会計雇用勘定

サポート事業は前年度より2億3千9百万円が増額され、76億2千8百万円が計上された。

地域就業機会創出・拡大事業は、経過措置最終年次予算として4千5百万円が計上された。

(2) 委託事業

労働保険特別会計雇用勘定の高齢者活躍人材確保育成事業は、6千7百万円増額され、25億3千3百万円が計上された。

きらりシルバー応援事業は、3年計画の最終年次予算として2千4百万円が計上された。

2 全シ協関係

全シ協関係予算は、一般会計が1億4千8百万円で、前年度とほぼ同額が計上された。内訳は、シルバー人材センター事業の管理運営等に関する指導のための委託費及びシルバー事業の援助等事業のための補助金である。

また、労働保険特別会計雇用勘定については、3千1百万円が計上された。

表1 令和2年度 国のシルバー事業関連予算

(単位：千円)

事業名等	令和元年度 予算額	令和2年度 予算額	対前年度 増(△)減額	対前年比
I 都道府県シルバー人材センター事業関係	16,861,669	17,003,511	141,842	100.8%
一般会計：補助金	6,778,307	6,773,908	△ 4,399	99.9%
雇用勘定：委託費、補助金	10,083,362	10,229,603	146,241	101.5%
1 シルバー人材センター事業運営費等補助	14,371,773	14,446,768	74,995	100.5%
(1)シルバー人材センター事業運営費補助 (一般会計：補助金)	6,778,307	6,773,908	△ 4,399	99.9%
(2)高齢者活用・現役世代雇用サポート事業 (雇用勘定：補助金)	7,388,716	7,628,060	239,344	103.2%
(3)地域就業機会創出・拡大事業 (雇用勘定：補助金)	204,750	44,800	△ 159,950	21.9%
2 高齢者活躍人材確保育成事業 (雇用勘定：委託費)	2,465,987	2,532,835	66,848	102.7%
3 きらりシルバー応援事業 (雇用勘定：委託費)	23,909	23,908	△ 1	100.0%
II 全国シルバー人材センター事業協会関係				
1 シルバー人材センター事業運営の補助等	176,249	179,756	3,507	102.0%
うち、一般会計：委託費、補助金	148,178	148,463	285	100.2%
(1)シルバー人材センター事業の管理運営等 に関する指導	118,534	121,752	3,218	102.7%
(一般会計：委託費)	90,463	90,459	△ 4	100.0%
(雇用勘定：委託費)	28,071	31,293	3,222	111.5%
(2)シルバー人材センター事業の援助等事業 (一般会計：補助金)	57,715	58,004	289	100.5%
合 計 (I + II)	17,037,918	17,183,267	145,349	100.9%
III その他				
1 高齢者スキルアップ・就職促進事業 (雇用勘定：委託費)	918,158	-	△ 918,158	前年度限り

【参考】

令和2年度 全シ協主催研修等実施計画

研修等名称		内容	開催年月日	開催場所	定員
理事長・事務局長及び職員研修	新任連合本部事務局長研修	講義等	令和2年 7月8日(水)～9日(木)	全シ協会議室(東京)	20
	第1回新任事務局長研修 ・センター(会員数300人以上1000人未満) ・センター(会員数300人未満) ・新規国庫補助対象新任事務局長	講義等	令和2年 8月20日(木)～21日(金)	連合会館(東京)	100
	第2回新任事務局長研修 ・センター(会員数1000人以上) ・センター(会員数300人以上1000人未満)	講義等	令和2年 8月24日(月)～25日(火)	連合会館(東京)	100
	第1回新任理事長(会長)研修 ・連合本部長・理事長 ・センター(分け方第2回新任事務局長研修に同じ)	講義等	令和2年10月21日(水)～22日(木)	連合会館(東京)	80
	第2回新任理事長(会長)研修 ・センター(分け方第1回新任事務局長研修に同じ)	講義等	令和2年11月9日(月)～10日(火)	連合会館(東京)	80
	中堅職員研修	講義等	令和3年2月16日(火)～17日(水)	連合会館(東京)	120
連合・センター職員業務会議	福祉・家事援助サービス担当者会議	講義等	令和2年12月11日(金)	連合会館(東京)	150
	会員拡大・就業開拓担当者会議	講義等	令和2年 7月2日(木)	中野サンプラザ(東京)	150
	適正就業担当者会議	講義等	令和2年11月16日(月)	連合会館(東京)	150
	安全就業指導員会議	講義等	令和3年1月15日(金)	連合会館(東京)	150
	きらりシルバー応援事業担当者会議 (5センター・連合)	講義等	令和3年2月頃予定	未定(東京)	15
小計					1,115
派遣元責任者講習	講義等	令和2年7月7日(火)	仙台サンプラザ(仙台)	150	
		令和2年7月21日(火)	連合会館(東京)	140	
		令和2年8月18日(火)	連合会館(東京)	150	
		令和2年9月29日(火)	ホテルマイステイズ新大阪 コンファレンスセンター (大阪)	250	
		令和2年12月4日(金)	福岡県中小企業振興センター(福岡)	160	
		令和3年2月10日(水)	連合会館(東京)	150	
小計					1,000
職業紹介責任者講習	講義等	令和2年9月4日(金)	仙台ガーデンパレス(仙台)	100	
		令和2年11月13日(金)	福岡県中小企業振興センター(福岡)	100	
		令和2年12月15日(火)	ホテルマイステイズ新大阪 コンファレンスセンター (大阪)	200	
		令和3年1月14日(木)	連合会館(東京)	200	
小計					600
合計					2,715

【参考】

令和2年度 全シ協主催会議等開催計画

議 名	開 催 日	場 所	備 考
① 監事監査	令和2年5月12日(火) 午前11時～午後2時	全シ協会議室	
② 第1回理事会	令和2年5月14日(木) 午後1時～4時	全シ協会議室	
③ 第1回都道府県シルバー 一連合事務局長会議	令和2年5月27日(水) 午後1時～午後4時50分	中野サンプラザ	
④ 第2回理事会	令和2年6月25日(木) 午前11時30分～午後0時30分	中野サンプラザ	
⑤ 定時総会	令和2年6月25日(木) 午後1時～4時30分	中野サンプラザ ホール	(交流会あり)
⑥ 第3回理事会	令和2年6月25日(木)	中野サンプラザ ホール	
⑦ 第4回理事会	令和2年9月10日(木) 午後1時～4時	未定	
⑧ 第2回都道府県シルバー 一連合事務局長会議	令和2年9月25日(金) 午後1時～4時30分	東陽セントラル ホール	
⑨ 都道府県シルバー一連合 会長(理事長)会議	令和2年10月または11月 時間未定	未定	前日または翌日に 議連総会開催予定
⑩ 第3回都道府県シルバー 一連合事務局長会議	令和3年1月13日(水) 午後1時～4時30分	未定	
⑪ 第5回理事会・部会	令和3年2月4日(木) 午後1時～4時30分	未定	
⑫ 第6回理事会	令和3年3月11日(木) 午後1時～4時	全シ協会議室	